

五城目町定市場（五城目朝市）臨時出店の手引き

令和8年4月作成 五城目町商工振興課

1. 定市場（朝市）及び朝市 plus+への出店

臨時出店の許可を受けた方は、朝市 plus+だけでなく、通常の定市場にも出店できます。

①定市場（朝市）は日付の下一桁に0, 2, 5, 7の付く日に開かれます。

※1月2日を除く。

②4月～11月の定市場（朝市）開催日と土曜日または日曜日が重なる日は「朝市 plus+」が開催されます。

2. 出店料

間口1メートルにつき、町内の方は110円、町外の方は210円です。

3. 出店料の集金方法

・朝市 plus+開催時・・・使用料は当日午前7時から朝市ふれあい館受付で集金します。

・朝市 plus+以外・・・午前9時半すぎに係員が出店場所へ集金に廻ります。

4. 出店許可申請

五城目町定市場臨時出店許可申請書を朝市ふれあい館に提出してください。

(申請書は、朝市ふれあい館や五城目町ホームページに設置しています。)

5. 出店のお申込み

朝市ふれあい館（電話 018-852-5110 FAX018-852-5115）までお申し込みください。出店希望日の2カ月から10日前まで。(朝市ふれあい館休館日を除く)

6. 出店位置

朝市 plus+ 午前7時から朝市ふれあい館でご案内します。

朝市 plus+以外 . . 午前8時から朝市ふれあい館でご案内します。

7. 出店準備

出店準備は午前9時までに終わらせてください。

8. 出店時間

午前9時までに出店準備を終えた上で、正午までを出店時間とします。

(※来場者や、他の出店者へのご配慮をお願いします。)

9. 出店支援

町では出店者に次のものをお貸しします。(※当日先着順)

- ・五城目朝市特製販売台 (横90cm×高さ30～45cm×奥行き40cm)
- ・搬入出用リアカー

10. 食品衛生法に基づく営業許可等

不明な場合は、秋田中央保健所 (電話018-855-5173) にご相談ください。

11. 出店の取り消し

次の各号のいずれかに該当するときは、出店許可の取り消し、または出店の制限、もしくは出店の停止を行います。

- (1) 不正な行為により出店許可を受けたとき。
- (2) 出店許可の条件に違反して定市場を使用したとき。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるとき。
- (4) その他、条例に基づく管理者の指示もしくは命令に違反したとき。

12. 注意事項

①出店予約後のキャンセルについて

出店をキャンセルする場合は必ずご連絡ください（他の出店者様の出店機会確保のため）。特別な理由もなく「出店キャンセル」や「キャンセルの連絡なし」を繰り返される方は、厳正に対処させていただきます。

②朝市通りの交通規制について

定市場開設日の下夕町通りは秋田県公安委員会により通行が規制されており、午前6時から午後1時まで会場内に車両は進入できません。

③商品等の運搬について

朝市駐車場もしくは朝市ふれあい館駐車場に駐車していただき、搬入用リアカー等で商品を出店場所まで運んでください。

出店準備等で車両搬入する場合は、必ず、事前に五城目警察署から通行許可書の交付を受けてください。

④駐車場について

朝市ふれあい館の駐車場は買い物に訪れたお客様のスペースとしてご利用いただきたいと考えています。商品搬入後は、ふれあい館駐車場以外の駐車場に車を停めてください。

※お問い合わせ

五城目町字下夕町 182 番地

地域交流センター 五城目朝市ふれあい館

電話 018-852-5110

FAX 018-852-5115

~ 3 ~